

「原発なくそう！九州玄海訴訟」福岡原告の会 様

平成29年8月2日付けであった申し入れにつきまして、別紙のとおり回答いたします。

平成29年8月28日

福岡市長 高島 宗一郎

連絡先

福岡市市民局防災・危機管理部
防災・危機管理課

電 話092-711-4056

FAX092-733-5861

【要請項目】

第1 避難計画について

1 情報の収集・伝達について

- (1) 収集する情報とは具体的にどのようなものを想定していますか。放射性物質の拡散予測に関する情報は含まれますか。
- (2) 仮に放射性物質の拡散予測に関する情報を収集しない場合、福岡市独自に放射性物質の拡散予測を行う予定はありますか。
- (3) 市民に対する広報内容は、具体的にどのようなものですか。モニタリングポストの情報や放射性物質の拡散予測に関する情報は含まれますか。

(回答)

- (1) 国、県、九州電力等から玄海原子力発電所や周辺の状況、緊急時モニタリングによる空間放射線量率の実測値等の情報を収集することとしております。
- (2) 福岡市が独自に放射性物質の拡散予測を行うことは予定しておりません。
- (3) (1) の情報及び防護措置として屋内退避の要領等について広報を行うこととしております。

2 福岡市民の避難等について

- (1) 防災計画では、「市域の汚染規模は、自宅への屋内退避等を中心とした防護措置を実施する程度の汚染規模を想定する。」(第1章第6節1)とありますが、それを超える事態(屋内退避や一時移転では十分でない)は想定していますか。
- (2) 前項の想定の有無に関わらず、飯館村のように、国や福岡市の避難指示により市民の全部ないし一部が避難しなければならない事態となった場合、具体的な避難先、避難に用いる交通手段、避難経路等はどうなりますか。
特に避難にあたり支援が必要となる高齢者や障害者の対策はとられていますか。
- (3) 国や福岡市の避難指示がない場合でも、市民が自発的に避難行動をとることは想定していますか。その場合、市民や交通に混乱が生じることが予想されますが、具体的にどのような対応をとるのですか。

- (4) 防災計画ではもっぱら屋内退避を想定していますが、先の熊本地震のような大震災により原発事故が発生するような場合には、建物の倒壊の危険性もあるため、屋内退避はかえって危険となる場合もある旨指摘されています。その場合に、屋内退避の可否の判断および屋内退避できない市民への避難誘導はどのようにするのですか。

(回答)

- (1) 福岡市は、玄海原子力発電所から30km以上の距離があることから、市内の空間放射線量率が500 μ SV/hを超えるような高い空間放射線量率になる可能性は低いと考えられますが、万が一の事態として、緊急防護措置(OIL1)の区域指定を受けた場合には、迅速な避難が必要となることも想定しています。
- (2) 避難先としては、玄海原子力発電所から50km圏外に位置する小中学校を指定することとしておりますが、具体的な避難先や経路等につきましては、災害の状況等に応じ、指定することとしており、市域を越える避難が必要となる場合につきましては、県と協議ながら、実施することとしております。
- なお、高齢者や障がい者につきましては、地域の協力を得ながら、自家用車により避難することとしており、必要に応じ、警察や消防等、防災機関等への支援を要請することとしております。
- (3) 原子力災害が発生した場合においては、国や福岡市からの指示に基づき、冷静に正しい行動をとっていただくよう、正確な情報の提供や広報を迅速かつ的確に実施することとしております。また、混乱が生じないように、警察や消防等、関係機関と連携しながら、適切に対応していくこととしております。
- (4) 地震等複合災害が発生した場合については、状況に応じ、耐震性を有する、学校や公民館など安全な指定避難所の開設を行うこととしております。

3 福岡市外からの避難者の受入れについて

- (1) 避難者は最大で何人になると想定していますか。計算の根拠と共にお示し下さい。
- (2) 市外からの避難者のための水及び食料は、何人×何日分を確保していますか。また、毛布などの寝具は何人分用意していますか。
- (3) 避難者はどのような方法で避難してくると想定していますか。特に自家用車での避難は何台を想定していますか。避難に用いた自家用車の駐車スペースは何台分確保していますか。
- (4) 避難計画では、避難者に対するスクリーニング及び簡易除染を定めていますが（第10節）、そのための検査機器は、何を、どこに、何台備えていますか。そのための人員は確保していますか。また、予想される最大人数が避難してきた場合、スクリーニング検査には何時間かかると想定していますか。

(回答)

- (1) 福岡市外からの避難者については、「福岡県原子力災害広域避難基本計画」において、糸島市から9,500人を想定しています。
- (2) 「福岡県原子力災害広域避難基本計画」では、避難所の運営については糸島市が行い、福岡市はその補助を行うこととされています。このため、避難者受入に伴う備蓄品の確保は行っていません。
- (3) 「糸島市原子力災害広域避難個別計画」においては、原則、自家用車による避難とされていますが、具体的な台数の想定は示されていません。
- (4) 避難退域時検査（スクリーニング）等については、県と実施場所等協議することとしており、具体的な手法や役割分担等について、引き続き協議してまいります。

4 福岡市民への事前の説明，訓練などについて

- (1) 防災計画では「広く市民等に対し防災教育を実施する。」とあります。また市議アンケートでも「住民説明会が必要である。」とする意見があります。市民に対する原子力災害に関する住民説明会を行うべきではないですか。
- (2) 防災計画では，周辺市民に対する情報伝達訓練や周辺市民避難訓練を行う旨定めています（同章第13節）が，訓練は，いつ，何回，どのような内容で実施されたのですか。
- (3) 防災計画における訓練の実施については，「市は，訓練を実施する際は，大規模な自然災害等の複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき，（中略）実践的なものとなるよう工夫するものとする。」（同章同節3）と定められています。市は，どのようなシナリオに基づいて訓練を行っているのですか。

（回答）

- (1) 再稼働にかかる説明会については，原子力政策を担う国が説明責任を果たすという前提に立ち，広域災害への対応を行う県の主催で説明会が開催されるべきものであると考えています。
なお，福岡市としましては，出前講座やホームページなど様々な機会，媒体により，放射性物質に対する知識の普及啓発や本市における原子力災害時の対応等についての周知を図ってまいります。
- (2) 福岡市原子力災害避難訓練は，平成25年度に策定した地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき，毎年度実施しており，平成27年度までの3年間で西区の全校区（23校区）を対象に避難に重点を置いた訓練を実施しました。
平成28年度からは，対象校区を早良区に移し，屋内退避の訓練を実施しております。
- (3) 平成28年度につきましては，佐賀県内で発生した地震により，玄海原子力発電所3号機の全交流電源が失われ，全面緊急事態になったとの想定で訓練を行っております。

第2 玄海原子力発電所の再稼働について

- (1) 住民の安全を守る義務のある市としては、政府の安全確認のみならず、市独自で安全確認をすべきではないのですか。
- (2) 風向きによって甚大な被害を受ける可能性の高い福岡市も、「周辺自治体」として、再稼働には同意が必要であるとするべきではないのですか。
- (3) 市議アンケートでは、福岡市の避難計画は十分ではないという意見が38回答中半数を超える22にのぼりました。具体的には、複合災害対策への対応、避難時の渋滞対策などに問題があるとしていますが、避難計画が不十分なまま再稼働を容認することは問題があるのではないのですか。

(回答)

- (1) 現在、原子力規制委員会において新規制基準に基づく適合性審査が継続して行われていますが、まずは、福島第一原発の事故の教訓等を踏まえ、従来の基準から大幅に強化された新規制基準に基づく厳格な審査のもと、安全性が十分に確認されることが必要であると考えています。
- (2) 福岡市は「原子力災害対策特別措置法」に位置付けられた関係周辺の自治体に含まれておりませんが、原子力災害は、ひとたび発生すれば、広範囲に影響を及ぼすことが予想されるため、福岡市民の理解は必要であると考えています。今後とも、原子力発電所の安全確保や情報公開の徹底について、国や九州電力へ要望を行うとともに、原子力防災対策の充実に努めていきたいと考えています。
- (3) 原子力発電所の再稼働については、国家の基盤であるエネルギー政策の枠組みの中で、国において判断されるべきものであると考えています。